

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、佐賀市地域振興部内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第2に掲げる佐賀市職員をもって充てる。

3 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

4 S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）は、特に必要があると認めたときは、佐賀市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

5 事務局の職員は、会長が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括するものとし、会長が民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結しようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるとき、又は事務局長が欠けたときには、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(服務)

第6条 職員の服務については、佐賀市職員の例による。

第2章 決裁

(会長の決裁事項)

第7条 次の各号に掲げる事項については、会長の決裁を要するものとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会の付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、あらかじめ事務局長が指名した事務局次長がその事務を代決する。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに会長及び事務局長に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第3章 文書の取り扱い

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は「S佐市実」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

4 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 事務局次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、事務局次長（国スポ・全障スポ総務課長）が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を佐賀市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、佐賀市文書規程（平成27年3月25日訓令第2号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長（国スポ・全障スポ総務課長）が管理する。

(準用)

第14条 この章の定めるもののほか、公印の取り扱いについて、佐賀市公印規程（平成17年10月1日訓令第16号）の例による。

第5章 財務

(旅費)

第15条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として佐賀市職員の例による。

(費用弁償)

第16条 実行委員会の委員等が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、佐賀市職員の例による。

(予算)

第17条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第18条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第19条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長（国スポ・全障スポ総務課長）をもって充てる。

(金融機関の指定)

第20条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第21条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、佐賀市財務規則（平成17年10月1日佐賀市規則第62号）を例とする。

第6章 補則

(委任)

第22条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1) 事務局の組織、人事、服務等に関する事
(2) 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関する事
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関する事
(4) 実行委員会の予算及び決算に関する事
(5) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関する事

別表第2（第4条関係）

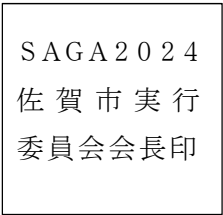
事務局長	佐賀市地域振興部長
事務局次長	佐賀市地域振興部 国スポ・全障スポ総務課長 佐賀市地域振興部 国スポ・全障スポ競技課長
事務局職員	佐賀市地域振興部 国スポ・全障スポ総務課職員及び同課会計年度任用職員 佐賀市地域振興部 国スポ・全障スポ競技課職員及び同課会計年度任用職員

別表第3（第8条関係）

事 項	事務局長専決	事務局次長専決
(1) 職員の任命に関する事	第4条第4項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する事	
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免に関する事		○
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関する事		○
(4) 旅費の支給に関する事	実行委員会の委員等及び	事務局職員、非常勤職

ること。	事務局次長	員、臨時職員等
(5) 事務の分担に関する こと。		○
(6) 専門委員会等の開 催に関すること。		○
(7) 文書に関する事務 に関すること。	重要な申請、届出、通 知、照会、回答、報告等 に関すること。	軽易な申請、届出、通 知、照会、回答、報告等 に関すること。
(8) 資金前渡職員に関 すること。		任命に関すること。
(9) 予算の流用に関す ること。	1,000万円未満のも の	100万円未満のもの
(10) 工事又は製造の請 負に関すること。	1件の予定価格が1億 5,000万円未満のも の	1件の予定価格が2,000 万円未満のもの
(11) 物品の購入、賃貸 借、修理及び業務委 託に関すること。	1件の予定価格が2,000 万円未満のもの	1件の予定価格が500 万円未満のもの
(12) (10)、(11)以 外の契約等に関する こと。	重要なもの	軽易なもの
(13) その他	前各号に掲げるもののほ か、これらに類するもの と認められる事項に関す ること。	前各号に掲げるもののほ か、これらに類するもの と認められる事項に関す ること。

別表第4（第13条関係）

公印の種類	ひな型	形状	寸法	書体
SAGA2024 佐賀市実行委員 会会長印	 <p>SAGA2024 佐賀市実行 委員会会長印</p>	正方形	27 ³ / ₁₆ 角	楷書

SAGA2024 佐賀市実行委員 会事務局長印	<table border="1"><tr><td data-bbox="592 237 804 456">SAGA2024 佐賀市実行 委員会事務 局長之印</td></tr></table>	SAGA2024 佐賀市実行 委員会事務 局長之印	正方形	23 ³ / ₄ 角	楷書
SAGA2024 佐賀市実行 委員会事務 局長之印					